

稲城市介護支援ボランティア制度

東京都 稲城市

人口：81,134人

面積：17.97km²

担当部署：高齢福祉課

概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した交付金を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に介護保険料負担を軽減するもの。）です。

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づきこの制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的としています。

選定理由

（東京都コメント）

全国初の試みであり他団体からの問合せも多くあるとのことであったので、全国に紹介するのに適した取り組みであると考え、選定した。現在の社会的な背景に応じて考え、練られている制度であると評価している。

背景

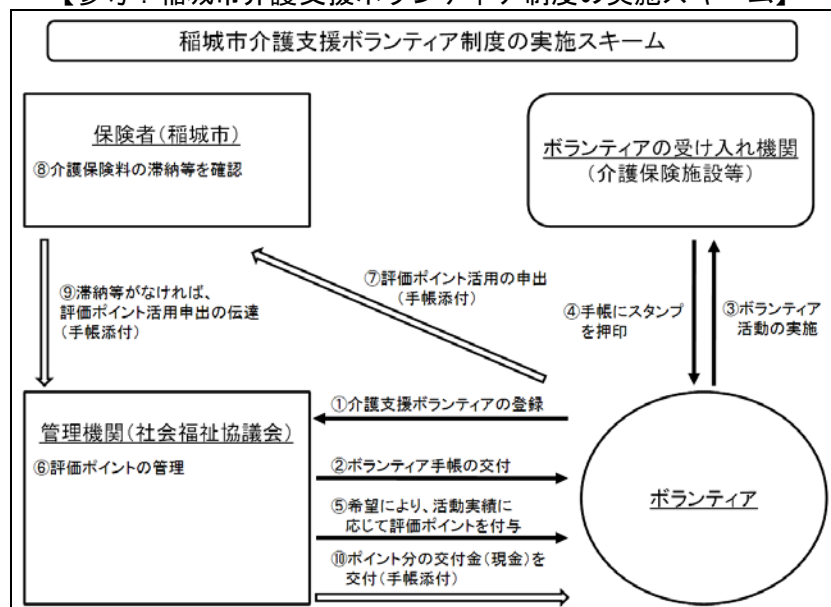
団塊の世代が高齢化を迎える時期にあって、高齢者の社会参加活動を政策として後押しする必要性を感じたこと。

また、高騰する介護保険料の抑制につながる介護予防を一層促進する必要性があると判断したこと。

具体的内容

- 1) ボランティアは、管理機関（社会福祉協議会）へ介護支援ボランティアの登録をする。
- 2) 管理機関（社会福祉協議会）は、介護支援ボランティア活動の受け入れ先を紹介するとともに、介護支援ボランティア手帳を交付する。
- 3) ボランティアは、ボランティアの受け入れ機関（介護保険施設等）で介護支援ボランティア活動を行う。
- 4) ボランティアの受け入れ機関（介護保険施設等）は、ボランティアが介護支援ボランティア活動への参加の都度、持参する「介護支援ボランティア手帳」にスタンプを押印する。
- 5) 管理機関（社会福祉協議会）は、一定時点（主に4月）に、ボランティア活動参加者の「介護支援ボランティア手帳」に押印されたスタンプ数（前年度の活動実績）により、評価ポイントを付与する。
- 6) 管理機関（社会福祉協議会）は、ボランティア活動参加者へ付与した評価ポイントを管理する。
- 7) 保険料への評価ポイントの活用を希望する者は、保険者（稲城市）へ介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用の申出を行う（主に介護保険料の決定通知書発送月である7月）。
- 8) 保険者（稲城市）は、評価ポイント活用希望者の保険料の滞納等の有無を確認する。
- 9) 保険者（稲城市）は、保険料の滞納等がない場合、評価ポイント活用の希望者からの申出を管理機関（社会福祉協議会）へ伝達する。このとき、評価ポイント活用希望者から預かっている介護支援ボランティア手帳を管理機関へ送付する。
- 10) 管理機関（社会福祉協議会）は、評価ポイント活用希望者の蓄積された評価ポイントを活用し、ボランティアに交付金を交付する。あわせて、評価ポイントの残高を記載した介護支援ボランティア手帳を返送する。

【参考：稲城市介護支援ボランティア制度の実施スキーム】



工夫点

既存事業（社会福祉協議会におけるボランティアコーディネートなど）の活用や事務の簡素化（介護支援ボランティア手帳（ボランティア活動実績）の自己管理など）を進め、事務負担のないようにしています。

また、地元のサッカーチーム「東京ヴェルディ」の協賛で、ポイント獲得者にグッズ（歩数計）の提供や、ホームゲームへの招待など実施しました。

効果

制度を開始して1年が経過し、280人（高齢者人口の2%余り）を超える登録があり、市内15か所の受入機関で介護支援ボランティア活動をしています。この登録者のうち2割程度が、この制度をきっかけにボランティア登録をされていて、高齢者の社会参加活動を始めています。

介護予防効果については、今後も登録者の協力を得てアンケート調査等を継続していきたい。

住民（職員）の反応・評価

介護支援ボランティア登録者へのアンケート調査によると、良い制度だと思ふとの回答が7割程度あります。否定的な意見では、ボランティアにお金（報酬）を出すのは抵抗があるというものなどがあります。

フォローアップ

管理機関が、ボランティアへ初めて参加する人へマナー等を説明していることや、一緒に受入れ機関へ下見に行く等丁寧な対応に心がけています。

介護予防効果については、登録者の協力を得て1年に1度程度のアンケート調査等を実施し、検証していきます。

今後の課題

介護保険では対応しきれていない「ごみ出し」「電球の取替え」「雨戸の開け閉め」など安否確認を兼ねた活動を対象とし、自治会などの地域組織が受け入れ機関として担ってもらうことで、地域での共助をすすめていくきっかけ作りになればと考えます。

また、稲城市独自の制度なので、市域を超えて実施する等広域的に視野を置いた場合、制度の平準化や規格化等が必要となることや、ボランティア活動の対象範囲（子育て、障害者施策等）を拡大して実施する場合は、今後、それぞれの分野における考え方を整理する必要があります。

今後取り組む自治体に向けた助言

次の事項について、留意する必要があると考えます。

- 1) 介護支援ボランティア活動へ参加しようとする高齢者のための施策であり、介護支援ボランティアの受け手のための施策ではないこと。
- 2) 制度の運用は、介護保険地域支援事業（介護予防事業）の範囲内とすること。
- 3) 介護支援ボランティア活動は、本来施設の業務として行うべき内容（介護等）の代替とならないようにすること。
- 4) 活動場所は施設に限られるものではないが、在宅における介護支援ボランティアは、訪問介護との混同のおそれがあること、及び活動実績を第三者が確認することが困難であることから、当面、本事業の対象外としていること。
- 5) 介護支援ボランティアは、受入機関等から対価的な報酬等を受けていないこと。

アドレス

<http://192.168.50.120/kurashi/fukushi/kaigohoken/kai gosien/index.html>